

2025年度 第1回 定例会議事録

場 所： 大和市生涯学習センター 610会議室

日 時： 2025年7月24日（木）14：00～16：30

出席者： 下記参照

○出席者：定例会委員（敬称略、定例会組織図順）

児童部会代表・ぴこっと、高齢連携部会代表・大和市肢体不自由児・者父母の会
(福)やまねっと、福田の里、障害福祉センター松風園、ワーカーズ想、
ワークステーション・菜の花、地域活動センターポピー、大和市身体障害者福祉協会、
大和市手をつなぐ育成会、(特非)大和さくら会、大和病院・総合支援課、
南林間地域包括支援センター、大和市立病院・地域連携科、
大和市教育委員会教育部指導室、県立瀬谷支援学校、
大和市社会福祉協議会、厚木保健福祉事務所大和センター保健予防課、
大和市障害者自立支援センター、相談支援センター松風園、サポートセンター花音、
大和市障がい福祉課、大和市すくすく子育て課

事務局

大和市障害者自立支援センター、サポートセンター花音、相談支援センター松風園、
大和市障がい福祉課、大和市すくすく子育て課

オプサーバー

県央障害保健福祉圏域発達障害者地域支援マネージャー、
県央地域ナビゲーションセンター

欠席者

ホープ大和

議題

1、相談支援実績報告

○相談支援事業実績報告（2024年度）

※資料①参照

○委員より

・小田原市で入所を断られ、障がいのある息子さんを殺してしまう事件があった。親として身にせまる思い。父母の会の会員の中でも施設やグループホームへの入所を希望している方が多いが、介護度が重い方が多くなかなか入所につながらない。できる限り自分達で面倒をみて、親が倒れた時には支援をお願いしたいと考える保護者が多い。本当は前もって相談につながり、親亡き後について考えておく必要があると思っている。入居・入所等の相談は上がってこないのか？（委員）

・入所・入居の相談はお受けしている。親亡き後より前の段階から将来的なご本人の生活の場を見つけると良いと考えている。どこまでご家族で支えるかは年代によっても考え方方が違うと思うが、早い段階から見学・体験利用を重ね、ご本人を知ってもらい、ご本人にも場所を知つもらうことを一つ一つ行っている。アンテナを張って、行政にも相談させていただいている。（事務局）

・アンテナは張っているが、実際に見学に行っても、家族ができる限りみようと考えるご家族も多い。結果的には早めの動きというよりも、ご家族で抱えてしまう動きになりがち。相談支援事業所としても解決していくたい課題と考えている。(事務局)

・本当に困った時には、障がい福祉課も相談支援事業所も一生懸命になって対応させていただいている。上の世代の親御さんは自分がみれる間はみたいという思いの方が多いのに対し、若い世代の親御さんは子ども時代から放課後等デイサービスをフルで使い、成人後は早い段階からグループホームの利用を希望される方も多く。限られたサービスのパイをどう配分していくのか、行政だけでなく、全体で考えていかないといけない段階に来ている。(事務局)

・緊急対応の話と、その後の生活の話の両方を考えないといけない。地域生活支援拠点は、緊急時にどうするかという考え方。緊急時はずっとは続かず、その後また新たな生活が始まっていく。緊急事態になる前に見学や体験をして、その次の生活を考える必要がある。福祉サービスにつながっていなかったり、ご家族が丸抱えでみていたりするケースは一定数いる。綾瀬市では、手帳を持っていても福祉サービスを使っていない方が5割もいる。他市も同じような状況があると思う。手帳を持っている方は、計画相談を中心に体験や新たな福祉サービスを活用しながら次の生活について考えていかなければいけない。手帳を持っていない方に関しては、アウトリーチするなり、アンテナを張って、ご相談がきた時にきちんと受け止める体制を作っていくとなればいけない。

小田原市の事件もそうだったように、県内では行動障がいのある方の支援が課題となっている。7月31日に一般市民・学識研究者も入れて、事件の検証が行われる。短期入所の相談はずつとしていたが、緊急時に利用できず千葉県に転居されたという経緯がある。県立施設含めた短期入所は、在宅生活を支える大きな柱。そこをどう機能させていくかが大きな課題。県立施設は県立施設の中だけで体制を議論しており、地域からみた県立施設のあり方が全然議論されていない。県立施設は地域移行の流れがあり、地域では行動障がいのある方が行き場を無くしてしまっている。国は発達障害者地域生活マネージャーのような広域的な人材の配置を進めたい考えだが、神奈川県ではまだ具体的に進んでいない。行動障がいのある方の課題をきちんと議題として上げ、バラバラに動いてしまっているものを突き合わせて体制を検討していかないと、一向にこの問題は解決していかないと考えている。(オブザーバー)

・やまねっとには3つグループホームがあり、30人の方が利用されている。その他にも15~16人が他法人のグループホームを利用されている。日中支援事業所は120人の方が利用されており、4割を超える方が家族のもとを離れてグループホームで生活されることになる。支援度が高い方ほど、グループホームで受け入れられていない。高齢の保護者もあり、小田原の事件のようなことがいつ起きてもおかしくない状況。短期入所の枠を入所施設だけでなく地域のグループホームに増やす、それには日中支援型グループホームを増やすことが必要。今日も施設での虐待が報じられていたが、複数の目で見ないとスタッフも追い込まれてしまう。日中支援型グループホームを増やし、人手も増やして、緊急時の短期入所に対応できるだけの体制を作っていく必要がある。社会福祉法人の代表と行政とでワーキングを行うという話もある。率先して支援度が高い方を受け入れられるサービスを作っていくのが我々の努めだと考えている。(委員)

・行政の要望書にも出させていただいたが、支援度が高い方のグループホームが大和市に少ない。短期入所を希望しても、断られてしまうことがほとんどで、家族も不安を抱えている。国や県の政策で施設は作られなくなった。市の中で生活の場を作っていたかないと困ってしまう。他市のグループホームを検討したりもするが、できれば市内で入居できると親としては安心。(委員)

・精神疾患の場合、重症になると動けないことが多い。精神障がいに限っては重度になってしまった場合、家族の近くにいるのが一番。預けると介護になってしまい、寝たきりになってしまう。さくら会では親が高齢化してきているが、元気でがんばれている家族が多い。親亡き後等について勉強はしていこうと思っているが、

深く検討するところまではいっていない。(委員)

・前提として入所施設が制度として見直されている中で、入所を考えること自体が問題。国の報酬改定の中で、入所施設は通過型、有期限の位置付けとなった。前年度の地域移行実績に応じて、翌年度の報酬が決まる。入所施設に代わるグループホームの整備が必要なのに、国は行政の裁量で指定をしない総量規制の権限を自治体に与えたりしている。小田原市の事件は神奈川県内の短期入所が利用できなかっただけでなく、近隣に迷惑をかけてしまうことを親御さん気にされて転居したという経緯がある。措置で入所できればよかったが、行政はなかなかそのような動きはしない。計画相談がついていれば、相談員はそのようなリスクを把握して、行政に働き掛けないといけない。親御さんは成年後見人になっていなければ本人の代理人ではない。必要があれば行政が成年後見人を選定する必要がある。母親が子どもの首に手をかけて殺してしまったのに、児童相談所が刑事告訴しなかったケースもあった。措置は行政処分で行う為、人権の問題もあるが、結果的にそれをしないことで殺人事件が起きてしまっているというのが実情。(委員)

・小田原市の事件は皆がその方やご家族の大変さを分かっていたが、チームになりきれなかったということが報告書に書いてあった。どこの責任かというのはあまり重要ではない。世界的に見ても、入所施設はだめ、グループホームですらだめだと言われている。入所施設を探すのではなく、大和市の中で支援度が高い方が生きていける仕組みを作っていくかなければいけない。(委員)

・相談支援の視点としては、ご本人中心に考えた時にご家族や行政と対立することがあっても、ご本人の権利や生活を守るという意識を持つ必要があると考えている。(委員)

・国は、強度行動障がいのある方の支援者支援を発達障害者地域マネージャーが担うことを想定しているが、神奈川県では具体的な進め方はまだ白紙に近い状態。体制が整わない中で、実際には昨年度頃から各市 1~2 件ずつ強度行動障がいの方の支援について相談が来ている。小田原市のケースとどこも似たような状態。行き先はグループホームだったり、入所施設だったりするが、行った先で色々な事柄が起きて、抱えきれなくなつて相談が来る。大和市は計画相談が割と浸透しているが、他市はそうでもない。セルフプランでグループホームへ入居し、上手く行かず退居して入院、ということを繰り返しているケースもある。このような検討の場にも上がってこないケースがあるのも確か。入所施設では、人材不足や、コロナの影響もあり、短期入所が短くなるケースも多い。児童施設から入所施設への移行で、コロナの影響もあり本人の納得がいかない中で入所が決まり、それがきっかけで破壊行動が始まったケースもあった。本人が納得のいかないところで色々な事柄が進んでしまうことへの怒りのような物が表現されているのだとしたら、破壊行動の裏にある本人の気持ちをしっかりとみていかなければ物事は変わらない。実際に起きている事柄があまりにも大きく、そこに対処ができるかできないかだけで話が進んでしまう為、次の場所でも同じことが起き、退居、入退院を繰り返していく。そのような人生を歩まれる方がいるところに対して地域として何をしていくのか、というとても重たい課題を突き付けられていると感じる。(オブザーバー)

・定例会では例年なんでもそだんの報告を伺っているが、大和市は計画相談がついている率が高く、計画相談だけを行っている事業所が感じている課題も他市に比べて広くある。サービスにつながっている方の課題や地域作りに関して何をしたら良いのか、とどこの事業所も思っている。特定相談支援事業所が感じているの課題を定例会で吸い上げる仕組みを持てたらよい。(委員)

・計画相談を抜きにして大和市の相談支援体制は語れない。特定相談の中の課題も色々とある。対応件数や、相談員の配置数、セルフ率、モニタリングの頻度等、大和市ならではの課題やできていることを整理し、テーマとして取り上げていけると良い。(事務局)

2、専門部会活動報告

※資料②・資料②別紙参照

○児童部会

○高齢福祉分野との連携部会

○意思決定支援推進部会

3、サービス管理責任者連絡会・グループホーム連絡会 活動報告

※資料③参照

・サービス管理責任者連絡会兼進路担当者会議には数年前から支援学校だけでなくインクルーシブ校にも出席いただくようになった。福祉サービスにつながる方ばかりではないが、学校卒業後数年経ってから、就労等が上手くいかず委託相談につながってくるケースもある。教育から離れたところで埋もれてしまうことがないよう支援を考えていきたい。(事務局)

・グループホームは事業所としての単位が小さく、1~2人体制で支援する時間も長い為、支援者が孤立しやすく、虐待等も起こりやすい環境がある。OJT的に学ぶ機会も作りにくく、人材育成の困り感を感じている事業所も多い。その困り感に寄り添うこと、事業所間の連携を深めることを目的にグループホーム連絡会を開催している。様々な経営形態のグループホームが参入している中で、開所当初は幅広く利用を受け入れるが、支援が困難になると簡単に退居となってしまうケースもある。どのようにしたら支援者のスキルを上げ、リスクも背負いながら運営してもらえるかを深める機会となると良いと考えている。(事務局)

・地域連携推進会議について、関係機関への依頼の手順については現在調整中。(事務局)

4、大和市障害者虐待防止センター対応報告

・障がい者虐待には大きく分けて、養護者虐待、施設従事者虐待、使用者虐待、精神病院等における虐待の4種類の虐待がある。昨年度の対応件数は次の通り。

養護者虐待 : 通報件数 9件 認定件数 5件

施設従事者虐待 : 15件 2件

使用者虐待 : 0件 0件

精神科病院等(県内全体) : 68件 5件

・令和5年と比べて増加傾向にあり、全国の傾向と一致。単純に虐待が増えているというわけではなく、令和3年度に虐待についての体制整備等が事業者含めて義務化されたことにより、虐待に対する認知度が上がり、通報件数が増えたと捉えていただくと良い。虐待はあってはいけないことだが、人が人を支援するという関係性の中で、避けては通れない問題だとも思う。市役所の福祉関係部門は警察でも裁判所でもない。調査は行うが、加害者を見つけ出して指弾し、支援の輪や社会から切り離さすことを目的にはしていない。厚労省の虐待専門官の話の中でも、虐待の加害者に対してどのようなアプローチをするのかが非常に重要と言われていた。養護者虐待においては、養護者支援という視点を持ってその問題を解決するべき。施設従事者虐待では、加害行為を行ってしまった方が支援を行う中でどのような困難を抱えていたのか、という加害者支援の視点が必要。外部の組織が入ることでその方の抱える問題を浮かび上がらせられるきっかけになり、同じことが二度と起きないような振り返りができると良い。専門官も、虐待通報は全ての人を救うと強調されていた。虐待はあってはならないことだが、次の被害を起こさない為にも積極的な通報をしてほしいと考えている。

○委員より

・虐待はされる側もする側も困っている人という視点が必要。協議会については大和市の障がい福祉に関わる

方にお集まりいただいている為、少なくともサービス提供事業所による虐待は減らしていくよう、それぞれのアプローチで力を合わせて取り組んでいくと良い。(事務局)

・大和病院では、通報のポスターを各病棟や外来に掲示し、全ての患者さんが通報できるよう周知している。県から調査の依頼が入ることも時々あり、まずは院内で調査し、結果を県に報告している。その後、来院して実地で調査をするかどうかは県が判断するが、実地で調査に来たことはない。誰が見ても問題がないよう、接遇を良くして、疑われないような対応を心がけようと院内で意識し合って対応している。(委員)

5、令和7年度精神障がい「にも包括」で支えあおう会について

※別紙参照

○委員より

・貸主の方の相談先というのは具体的にはどのようなところか？(委員)

→障がい福祉課、保健福祉事務所大和センター、なんでもそだんやまと、地域活動支援センター等、障がい者の福祉に関する相談窓口をお知らせするリストを、あんしん賃貸のリーフレットに準じて作成した。家主として気になる様子等あれば、上記窓口に早めにご相談いただくよう案内を載せている。

6、県央地域ナビゲーションセンターからの情報提供

・県央圏域の協議会でもここ2年間程、意思決定支援をどう地域に普及させていくかを議題として取り上げてきた。県央圏域の中では、意思決定支援をテーマにした部会の設置は大和市が初めて。県内でも聞いたことがない。素晴らしい取り組みだと思うので、取り組みの内容を全県的に情報提供させていただきたいと思う。

・県央圏域ナビゲーションセンターは、県央圏域の協議会と、課題別の部会連絡会を主管している。県の仕様が変わり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業における、構築推進センター事業が今年度から加わった。主に協議の場である保健所の会議に参加したり、市町村にも出向いたりしている。大和市のにも包括で支えあおう会にも参加させていただくことになっている。

・全県的な動き・課題としては、グループホームの支援、セルフプラン率、行動障がいのある方の地域での支援体制という3つの枠組みがある。グループホームとセルフプラン率の解消に向けた取り組みについては、全県的に進めている。大和市は県央圏域内ではセルフ率が低い。圏域の中でも、児童のセルフ率が90%超えていたり、成人も50%近い市町村もある。今年度から相談支援体制整備について、県からのアドバイザー派遣という形で、各市町村に出向く事業が始まった。神奈川県には、日本相談支援専門員協会の菊本顧問が入って下さる。来月、愛川町に入る予定。どのように体制整備していくかと一緒に考えていきたいと思う。国が掲げている複数協働型事業の周知や、単独型でも経営を成り立たせている事業所も出てきている為(前回の報酬改定から月平均20件以上こなすことである程度採算が取れるようなベースになった)、そのような情報周知も進めたいと考えている。医療的ケア、行動障がいの方々の体制整備は市町村の中だけでできる話ではないと思うので、県と市町村の皆様と協力しながら少しでも前に進めていくと良いと考えている。

○委員より

・大和センターには精神の方の協議会が親会議としてある。今年度からは、“自殺対策”と“にも包括”に分けて部会という形で検討会・ケース会議を実施している。大和市と綾瀬市と共同でできる部分は一緒に行っている。(委員)

・大和市は児童のセルフプラン率ほぼ0%を長年維持してきたが、相談支援事業所の負荷が大きくなってきており、今年度いっぱいかけて見直しをしていく予定。セルフプランの割合をどうするのか、どのような方にセルフプランを案内するのか等検討していく必要がある。(事務局)

7、発達障害地域支援マネージャー配置事業について

・昨年度実績、機関コンサルテーション 76 件、地域巡回 126 件。内容としては、強度行動障がいのある方の相談。その方の相談というより、支援者の困り感に関するものが多い。入所施設への風当たりが強く、がんばりが報われない状況がある。環境に慣れていない入所者が 2~3 日食事を摂れないだけで虐待と扱われてしまったりする。枠組みが色々とある中で引き受けなければならない、地域とはまた違うしんどさを入所施設は抱えている。グループホームも抱えたら責任を持って全てやらなければいけないしんどさがある。押し付け合うのではなく、協力していかにやっていくかの積み重ねが、行動障がいのある方の理解につながっていく。どこがやるのか、誰がやるのかではなく、どうすれば皆でやれるかという話し合いをできると良い。

・中井やまゆり園の独立法人化をめぐる動き等、強度行動障がいの方を取り巻く環境の形がご本人とは無関係に変わっていく状況がある。変わるのは地域。取り巻く状況に関わらず、地域としてどうしていくかを考えていくのが地域支援なのではないかと思う。

8、その他（事務連絡・情報提供等）

○成年後見中核支援センター

・昨年から市の委託を受けている。昨年、仕様にある内容以上に、事業所からの勉強会の依頼や、個別の相談を受けたことが実績となり、もう 1 名プロパー職員を置くことができ、今年度は専門職員が 2 名体制でスタートしている。成年後見の専門相談も引き続き、司法書士と弁護士とで月 2 日ずつ窓口を設けている。相談は 2 名体制の職員で対応できる内容が多く、専門相談の枠は空きがある状態。せっかくの相談窓口である為、専門相談の周知活動を進めているところ。

○令和 7 年度心のサポーター養成研修

・国の事業で、心の不調で悩む人をサポートする「心のサポーター」という制度が令和 5 年度から始まった。全国で 100 万人を目指して運動されている。今年度は大和市障がい福祉課も共催で、8 月 22 日（金）に保健福祉センターホールにて心のサポーター講座が行われる。夏休みということでお子さんのメンタルについても少し触れていただくようお願いしている。

○事業所合同説明会

※別紙参照

・支援学校の生徒・保護者の方等を対象に、8 月 21 日（木）に保健福祉センター 1 階ホールにて、サービス提供事業所合同説明会を開催する。来場者が自由に事業所のブースを回って、事業所の説明を聞いたり、見学・体験の予約をしたりできる。今年度は障がい福祉サービスや、グループホームの概要についての説明会も予定している。

○すくすく子育て課よりお知らせ

・11 月 29 日（土）に発達障がい普及啓発のイベントとして、映画「ノルマル 17 歳。－私たちは ADHD－」の上映会を行う。詳細は広報やまとでお知らせ予定。

・1 月 10 日（土）に子どもメンタルクリニック新井先生にお越しいただき、講演会を予定している。詳細は広報誌や市のホームページでお知らせ予定。

○障がい福祉課より

・今日お話を聞かせていただき、大和市で色々なものが足りていない状況を改めて認識した。大和市としての障がい福祉のあり方を再編しなければいけない時期にきていて。皆様にもご協力いただきオール大和で当たつていきたいと考えている。

【次回開催予定】

第2回 自立支援協議会定例会 2026年2月17日（火）14：00～16：30

以上